

# \* 別居を考えている皆さま・別居中の皆さまへ \*

## 婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、**自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)の一部**を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

〈調停手続の概要に関する裁判所のHP〉 →



〈婚姻費用の金額の目安に関する裁判所のHP〉 →



## 面会交流

〈法務省パンフレットはこちら〉 →



- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。
- ・子どもがいる場合は、その**健やかな成長のために**、面会交流について**しっかりと話し合う**ようにしてください。

## 児童手当の受給者の変更

- ・離婚に向けて別居していて、生計を同じくしていないときは、児童手当は、**児童と同居している人**に支給されます。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できることがあります。
- ・受給者変更の手続の詳細は、役場こども未来課(電話:093-282-1211)に確認してください。※公務員の場合は勤務先

## 家庭の相談窓口(困りごと相談室・子ども支援オフィス)

- ・困りごと相談室では、就労・家計・生活全般の困りごとについて相談できます。
- ・子どものいる家庭は、「子ども支援オフィス」を利用してください。
- ・この相談窓口は、福岡県から「グリーンコープ生協ふくおか」が受託して行う自立相談支援事業です。なお、相談支援員が出向く出張相談も行っています。(予約制)

### 【共通】

所在地:遠賀郡水巻町頃末北1-12-12-1F

相談時間:月~金曜日 9:30~17:30(祝日も開いています)

※**相談料無料**

### 【困りごと相談室】

電話 093-203-1630

### 【子ども支援オフィス】

電話 093-203-1661

## DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

- ・配偶者から暴力等を受けている人に向けて、**相談・情報提供・一時保護**などを受け付ける窓口を設置しています。詳細については、役場福祉課(093-282-1211)又は**配偶者暴力相談支援センター(093-201-2820)**にご相談ください。

※離婚を考えている方は、裏面をご覧ください。

(法テラスなどの問い合わせ先についても記載があります)

# \* 離婚を考えている皆さまへ \*

## 財産分与

〈財産分与に関する法務省のHP〉 →



- ・離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、**お二人の財産を分ける**ことができます。
- ・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

※離婚後**2年間**の期間制限あり。

## 年金分割

〈年金分割手続の詳細〉 →



- ・離婚した場合、**お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割**して、それぞれ、自分の年金とすることができます。

※離婚後**2年間**の期間制限あり。

## 子どもがいる方へ

〈離婚に関する法務省のHP〉 →  
(Q & Aや養育費解説動画、養育費と面会交流のパンフレット等が掲載されています。)



### ○親権者

- ・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで**親権者を定める必要**があります。**子どものために、しっかりと話し合う**ようにして下さい。

### ○養育費

- ・**養育費**とは、**子どもが自立する(例えば大学等を卒業する。)**までに必要な費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

### ○面会交流

- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流**することをいいます。

- ・**養育費**や**面会交流**についても、**子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合う**ようにしてください。

〈養育費に関する  
裁判所のHP〉 →



〈面会交流に関する  
裁判所のHP〉 →



### ○児童扶養手当

- ・離婚し、子どもをひとりで育てる方は、**児童扶養手当**を受給できる場合があります。
- ・受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、役場こども未来課に確認してください。

※児童手当の受給者変更については裏面をご覧ください

(問い合わせ先)

- 家庭相談窓口**について知りたい方や**DVIにお悩みの方**は、裏面もご覧ください。

- 法的トラブルについてのお問合せは**日本司法支援センター(法テラス)**へ。 →



- 法務省のHP**では、離婚をするときに考えておくべきことを紹介しています。 →



- ひとり親家庭への支援策については、**厚生労働省のHP**もご参照ください。 →

